

シティヘルパー長住 利用料金表

《 要介護1～5の方 》 1割負担

サービス内容		備 考	ご利用者負担 (円/月)
(介護費)	身体介護 0	20 分未満のサービス提供の場合	178
	身体介護 1	20 分以上 30 分未満のサービス提供の場合	267
	身体介護 2	30 分以上 1 時間未満のサービス提供の場合	423
	身体介護 3	1 時間以上 1 時間 30 分未満のサービス提供の場合	618
		以降、30 分増すごと	89
	生活援助2	20 分以上 45 分未満のサービス提供の場合	195
	生活援助3	45 分以上のサービス提供の場合	240
		身体介護 1～3 に引続き生活援助を 20 分提供した場合	71
		身体介護 1～3 に引続き生活援助を 45 分提供した場合	142
	身体介護 1～3 に引続き生活援助を 70 分提供した場合	212	
初回加算		算定用件を満たした際に加算	214
生活機能向上連携加算 (I)		算定用件を満たした際に加算	107
緊急時訪問介護加算		算定用件を満たした際に加算	107
特定事業所加算 I		算定用件を満たした際に加算	所定単位の 20%加算
特定事業所加算 II		算定用件を満たした際に加算	所定単位の 10%加算
特定事業所加算 III		算定用件を満たした際に加算	所定単位の 10%加算
介護職員処遇改善加算 I		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 13.7%加算
介護職員処遇改善加算 II		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 10%加算
介護職員処遇改善加算 III		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 5.5%加算
介護職員処遇改善加算 IV		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 0.9%加算
介護職員処遇改善加算 V		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 0.8%加算

※特定事業所加算は、基準を満たした場合 I～IIIのいずれかを頂くことになります。

※介護職員処遇改善加算は、基準を満たした場合 I～Vのいずれかを頂くことになります。

シティヘルパー長住 利用料金表

《 要介護1～5の方 》 2割負担

サービス内容		備 考	ご利用者負担 (円)
(介護費)	身体介護 0	20 分未満のサービス提供の場合	353
	身体介護 1	20 分以上 30 分未満のサービス提供の場合	531
	身体介護 2	30 分以上 1 時間未満のサービス提供の場合	843
	身体介護 3	1 時間以上 1 時間 30 分未満のサービス提供の場合	1231
		以降、30 分増すごと	178
	生活援助2	20 分以上 45 分未満のサービス提供の場合	392
	生活援助3	45 分以上のサービス提供の場合	482
		身体介護 1～3 に引続き生活援助を 20 分提供した場合	142
		身体介護 1～3 に引続き生活援助を 45 分提供した場合	283
		身体介護 1～3 に引続き生活援助を 70 分提供した場合	424
初回加算		算定用件を満たした際に加算	214
生活機能向上連携加算 (I)		算定用件を満たした際に加算	107
緊急時訪問介護加算		算定用件を満たした際に加算	107
特定事業所加算 I		算定用件を満たした際に加算	所定単位の 20%加算
特定事業所加算 II		算定用件を満たした際に加算	所定単位の 10%加算
特定事業所加算 III		算定用件を満たした際に加算	所定単位の 10%加算
介護職員処遇改善加算 I		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 13.7%加算
介護職員処遇改善加算 II		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 10%加算
介護職員処遇改善加算 III		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 5.5%加算
介護職員処遇改善加算 IV		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 0.9%加算
介護職員処遇改善加算 V		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 0.8%加算

※特定事業所加算は、基準を満たした場合 I ～ III のいずれかを頂くことになります。

※介護職員処遇改善加算は、基準を満たした場合 I ～ V のいずれかを頂くことになります。

《 要支援1・2の方 》 1割負担

サービス内容		備 考	ご利用者負担 (円/月)
(介護費)	訪問型サービス費Ⅰ	1週に1回程度ご利用の場合	1,254
	訪問型サービス費Ⅱ	1週に2回程度ご利用の場合	2,506
	訪問型サービス費Ⅲ	1週に2回を超えるご利用の場合	3,975
初回加算		算定用件を満たした際に加算	214
生活機能向上連携加算		算定用件を満たした際に加算	107
特定事業所加算Ⅰ		算定用件を満たした際に加算	所定単位の 20%加算
特定事業所加算Ⅱ		算定用件を満たした際に加算	所定単位の 10%加算
特定事業所加算Ⅲ		算定用件を満たした際に加算	所定単位の 10%加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 13.7%加算
介護職員処遇改善加算Ⅱ		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 10%加算
介護職員処遇改善加算Ⅲ		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 5.5%加算
介護職員処遇改善加算Ⅳ		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 0.9%加算
介護職員処遇改善加算Ⅴ		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 0.8%加算

※特定事業所加算は、基準を満たした場合Ⅰ～Ⅲのいずれかを頂くことになります。

※介護職員処遇改善加算は、基準を満たした場合Ⅰ～Ⅴのいずれかを頂くことになります。

《 要支援1・2の方 》 2割負担

サービス内容		備 考	ご利用者負担 (円/月)
(介護費)	訪問型サービス費Ⅰ	1週に1回程度ご利用の場合	2,500
	訪問型サービス費Ⅱ	1週に2回程度ご利用の場合	4,997
	訪問型サービス費Ⅲ	1週に2回を超えるご利用の場合	7,927
初回加算		算定用件を満たした際に加算	214
生活機能向上連携加算		算定用件を満たした際に加算	107
特定事業所加算Ⅰ		算定用件を満たした際に加算	所定単位の 20%加算
特定事業所加算Ⅱ		算定用件を満たした際に加算	所定単位の 10%加算
特定事業所加算Ⅲ		算定用件を満たした際に加算	所定単位の 10%加算
介護職員処遇改善加算Ⅰ		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 13.7%加算
介護職員処遇改善加算Ⅱ		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 10%加算
介護職員処遇改善加算Ⅲ		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 5.5%加算
介護職員処遇改善加算Ⅳ		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 0.9%加算
介護職員処遇改善加算Ⅴ		算定用件を満たした際に加算	合計単位の 0.8%加算

※特定事業所加算は、基準を満たした場合Ⅰ～Ⅲのいずれかを頂くことになります。

※介護職員処遇改善加算は、基準を満たした場合Ⅰ～Ⅴのいずれかを頂くことになります。

利用料金に関する補足事項

- この金額は、介護保険の法定利用料に基づく金額です(または、介護保険の法定利用料の範囲内で当事業所が設定した金額です)。居宅サービス計画を作成しない場合など、「償還払い」となる場合には、いったんご利用者が利用料(10割)を支払い、その後市町村に対して保険給付分(8割ないし9割)を請求することになります。
- 介護保険外のサービスとなる場合(サービス利用料の一部が制度上の支給限度額を超える場合の超過額を含む。)には、全額自己負担となります。(介護保険外のサービスとなる場合には、居宅サービス計画を作成する居宅介護支援専門員から事前に説明があり、ご利用者の同意を得た上でのサービス提供となります。)
- 通常のサービス提供地域(又は送迎地域)以外の地域についてのみ、所定交通費(実費相当)が必要となります。(別途見積りいたします。)
- 上記負担額で計算した場合の料金と実際の請求額は、端数処理の関係上、若干の差異が生じることがあります。
- ヘルパーがご利用者の自宅に出向いた後にサービスの利用を中止する際には、所定のキャンセル料金を請求させていただきます。 (キャンセル料金) 750円